

分収育林 立木公売案内



〈入札日〉

平成24年2月23日(木)

西都児湯森林管理署 入札室

開札時間 午前10:00

西都児湯森林管理署

第 4 回

国有林野産物公売公告（1）

下記、国有林（分収育林）立木を一般競争入札により売払いますから、買受希望の方は現物熟覧のうえ、国有林野事業林産物売買契約約款及び下記条件ならびに入札者注意書を承知のうえ入札して下さい。

記

- 1 入札場所 西都児湯森林管理署 入札室
- 2 入札日時 平成24年2月23日（木）（10時00分）
- 3 開札日時 平成24年2月23日（木）（10時00分）
- 4 郵便入札の場合にあつては当署に平成24年2月22日17時までに到達するよう送付して下さい。
- 5 時刻は当署の時計によります。
- 6 売払物件所在地及び物件明細書は別紙明細書のとおり。

条 件

項 目	立 木	
入 札 ・ 契 約 保 証 金	免 除	
契 約 締 結 期 限	平 成 2 4 年 3 月 8 日（木）	
現納条件（落札金額（消費税相当額を加算した金額）に対して）	_____ %以上	
延 納 条 件	延納ができる対象	国の分収金のみとする
	延納ができる金額（1件の契約金額に消費税相当額を加算した金額）	150万円以上
	延 納 期 間（ 限 ）	6ヶ月以内 ただし、1,000m ³ 以上は10ヶ月以内
	延 納 利 率	年 利 1.60%
物 件 の 引 渡 期 限 （代金納付又は担保提供の日から）	15日以内。ただし、みなし引渡しの場合は代金納入又は担保提供のあった日を引渡し日とします。	
物 件 の 搬 出 期 間 （引渡しを完了した日から起算して）	3ヶ年以内	
特 約 条 件	別紙「特約事項」のとおり	

平成 24 年 1 月 23 日

(〒881-0033) 宮崎県西都市大字妻909-5

西都児湯森林管理署

TEL 0983-43-1377

FAX 0983-43-1379

国有林野産物公売公告(2)

1 入札参加者の資格

- (1) 各森林管理局長が交付する「一般競争参加資格確認通知書(林産物売払)」を受けた者でなければ入札に参加することはできません。
- (2) 予算決算及び会計令第70条の規定により当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者は入札に参加することはできません。
- (3) 森林管理局長から一般競争参加資格を停止されている者は入札に参加することはできません。

2 入札方法

- (1) 入札は一物件毎に総額をもって入札して下さい。
- (2) 入札金額は消費税相当額を除いた金額を記入して下さい。
入札書に誤って消費税相当額を加算した総額を記入した場合は、たとえ入札書にこのことを明記してあっても、また、入札者がこのことに気づき落札以前に訂正、又は取り消しの申し出があっても、消費税相当額を除く金額を記入し入札したものと見なし、有効として処理し、誤りの訂正、取消等は認めませんので注意して下さい。

3 郵便入札

郵便入札は、その封書の表面に「入札書在中」と朱書きし、書留郵便又は配達証明郵便をもって差し出して下さい。

4 電信入札

電信入札はできません。

5 入札の無効

- (1) 前記1の「入札参加者の資格」に違反した入札
- (2) 入札金額又は氏名若しくは名称が確認できないとき。
- (3) 入札書に入札者の署名又は記名調印のどちらもないとき。
- (4) 郵便入札の場合に郵便入札書が定められたときまでに指定場所に到達しなかったとき。
- (5) 売払番号を付した場合に売払番号が確認できないとき。

6 契約の成立

- (1) 落札物件に係わる契約は売買契約書を作成し、双方が押印したとき確定します。
- (2) 落札及び契約は、入札書に記載された金額に消費税相当額を加算した金額をもって落札金額および契約金額とします。
- (3) 消費税相当額の積算において円未満の端数を生じた場合は切り捨てます。

7 違約金の徴収

- (1) 落札者が期限内に契約を結ばないときは、入札金額の5/100に相当する違約金を徴収します。

(熊局様式(販)3)

- (2) 落札者が契約上の義務を履行しないときは、契約金額(消費税相当額を加算した金額)の10/100に相当する違約金を徴収します。
- (3) 前(1)、(2)号の違約金を森林管理署長等の指示する期限まで納付しないときは、一般競争参加資格を取り消し、又はこの資格を付与しません。

8 代金の納付期限及び担保提供期限

- (1) 代金は契約締結の日から15日以内に納付することになります。ただし、延納の場合は別紙延納期間により定められます。
- (2) 担保提供期限は契約締結の日から15日以内とします。

9 延納担保等

- (1) 一部現金一部延納の契約も認めます。
- (2) 支払保証手形の保証する延納も認められます。
ただし、分収契約の場合における官収分についての併用は認めません。

(3) 担保

(ア)国債 (イ)地方債 (ウ)金融債(長期信用銀行法に規定する銀行、農林中央金庫又は商工組合中央金庫の発行する債権) (エ)手形交換所加入銀行、農林水産大臣が確実と認める銀行もしくは信用金庫、農林中央金庫、商工組合中央金庫又は都道府県信用農業協同組合連合会(以下「金融機関」と総称する。)の支払保証に係る手形 (オ)金融機関に対する定期預金債権

10 その他

- (1) 入札者は一般競争参加資格確認通知書を持参して下さい。
- (2) 入札者が代理人の場合は委任状を提出して下さい。

平成24年1月23日

宮崎県西都市大字妻909-5

西都児湯森林管理署

電話(代表)0983-43-1377)

分任契約担当官 西都児湯森林管理署長

松葉瀬 裕之

入札者注意書(1)

1 入札方法

- (1) 入札は売払物件ごとに総額をもって入札して下さい。
- (2) 入札金額は消費税相当額を除いた金額を記入して下さい。

2 入札書の訂正

記載事項を訂正したときは、訂正印を押して下さい。

3 入札書の引換等

一旦提出した入札書の引換、変更又は取消しはできません。

4 入札の無効

- (1) 公売公告(2)-1に定める「入札参加者の資格」に違反した入札
- (2) 入札金額又は氏名若しくは名称が確認できないとき。
- (3) 入札書に入札者の署名又は記名調印のどちらもないとき。
- (4) 郵便入札の場合にあって郵便入札書が定められた時刻までに指定場所に到着しなかったとき。
- (5) 売払番号を付した場合に売払番号が確認できないとき。

5 入札書記載上の注意事項

- (1) 入札金額は消費税相当額を除いた金額を記入して下さい。
なお、入札書に誤って消費税を加算した総額を記入して入札した場合は、たとえ入札書にこのことを明記してあっても、また、入札者がこのことに気付き落札以前に訂正又は取消しの申し出があっても、消費税相当額を除く金額を記入し入札したものと見なし、有効として処理し誤りの訂正、取消等は認めませんので注意して下さい。
- (2) 入札金額は、はっきりと記載して下さい。ケタ違いや金額の書き違いがないようにして下さい。
- (3) 氏名や名称は、一般競争参加資格確認通知書のとおりに記載して下さい。
- (4) 法人の場合は、正規の代表者印を必ず押して下さい。
- (5) 売払番号の記載もれや誤りがないようにして下さい。

6 無効の申出

- (1) 無効の申出は、開札前には受理しません。
- (2) 落札宣言後は、どのような理由があっても無効の申出は受理しません。この場合、落札者が契約を結ばなかったときは、入札金額の5/100に相当する違約金を徴収します。

7 落札者の決定

落札となるべき同額の入札者が2名以上あるときは、抽せんにより落札者を決定します。ただし、入札者が不在のときは国の職員が代わって抽選します。

8 入札の中止等

- (1) 森林管理署長は、入札者が連合し又は連合するおそれがある場合、その他の理由により正当な入札を行うことができないと認めたときは、入札を中止し、又は取消すことがあります。

入札者注意書(2)

- 1 当該1号から10号物件は、分収育林に係る分収木です。
- 2 当該入札物件には、搬出支障木等（当署長が指定）がありますので、当署長が指定する期限までに当該搬出支障木等の売買契約を締結していただきます。なお、搬出支障木等の詳細については当署へお尋ね下さい。
- 3 分収木の買受代金は、国及び分収育林契約者（以下「費用負担者」という。）に分収金として払い込んで下さい。

(1) 費用負担者の分収金は次の計算要領により算出します。

売払番号	林小班	費用負担者の分収金	費用負担者の員数(人)
1	56は	買受代金×(14/28.52)	14
2	58い	買受代金×(17/34.44)	17
3	245に1	買受代金×(105/210.03)	94
4	245り1	買受代金×(24/53.47)	21
5	245へ2	買受代金×(7/71.11)	4
		買受代金×(6/66.97)	4
6	257は2外	買受代金×(183/279.98)	115
7	1048に	買受代金×(26/52.38)	22
8	1022い4	買受代金×(31/47.31)	15
9	1024れ1	買受代金×(43/66.19)	39
10	1012れ2	買受代金×(11/38.65)	8

費用負担者毎の分収金は国が指示した金額とします。

- 4 代金の支払方法
 - (1) 国に支払う代金は、国の発行する納入告知書により納付して下さい。
 - (2) 費用負担者に支払う代金は、国が指定する各費用負担者の振込金融機関の口座に払い込んで下さい。
この払い込みに係る費用は買受人が負担して下さい。
 - (3) 費用負担者が行方不明等により国が振込金融機関の口座指定できない場合は、国の指定する法務局に供託して下さい。
- 5 買受代金を延納することができる場合
 - (1) 国の分収金に相当する金額（官収分）についてのみ認めます。

(2) 費用負担者の分収金に相当する金額（民収分）については、現納とします。

- 6 買受人が契約条項に違反して、契約にいたらず、または契約を解除した場合の違約金等については国と費用負担者が分収します。

特約事項

- 1 買受人は本契約物件に係る搬出支障木等について、当署長が指定する期限までに売買契約を締結すること。
- 2 分収木の買受人（以下「買受人」という。）は、分収木の買受代金を次により支払い又は供託すること。
 - (1) 国に支払う代金は、国の発行する納入告知書によって納付すること。
 - (2) 分収育林契約者（以下「費用負担者」という。）に支払う代金は、国が指定する各費用負担者の振込金融機関の口座に払い込むこと。なお、費用負担者が行方不明等により供託を必要とする場合は、国の指定する法務局に供託すること。
- 3 売払代金に係る延滞金については、官収分に係るものは国に、民収分に係るものは費用負担者に支払うこと。
- 4 売払立木の搬出延期料は、国に納付すること。
- 5 売払立木の引渡しは、買受人が金融機関の発行する振込証書、供託に伴う法務局への振込済の供託書正本又は日本銀行の受領印のある供託書正本を森林管理署長に提示し、またはその写しを森林管理署長に提出することにより、当該立木売買契約に係る売買代金の総額が支払われたことが確認された後に行う。

(No.1) 立木公売物件内訳表

西都児湯森林管理署

1. 公売箇所

- ①号物件 吹山56は林小班 (穂北森林事務所)
- ②号物件 吹山58い林小班 (穂北森林事務所)
- ③号物件 尾鈴245に1林小班(石河内森林事務所)
- ④号物件 尾鈴245り1林小班(石河内森林事務所)
- ⑤号物件 尾鈴245へ2林小班(石河内森林事務所)
- ⑥号物件 鹿遊257は2・は3・は4林小班 (鶴懐森林事務所)
- ⑦号物件 川南尾鈴1048に林小班 (川南森林事務所)
- ⑧号物件 川北尾鈴1022い4林小班 (都農森林事務所)
- ⑨号物件 川北尾鈴1024れ1林小班 (都農森林事務所)
- ⑩号物件 川北尾鈴1012れ2林小班 (都農森林事務所)

2. 入札条件

搬出期間：国有林野産物案内のとおり

延納条件： //

造材後の枝条については先山の安定した箇所に送り返すこと。

安全運行につとめ過重積載はしないものとする。

注) 搬出支障木がある物件については、別途随意契約となります。

注) 架線・作業路の作設等については、別途保安林協議手続きが必要となります。

3. 現地案内

別紙案内図による

①②号物件

平成24年2月15日(水) 午前9.00

集合場所 西都児湯森林管理署(駐車場)

No.1・立木公売箇所案内図

③④⑤⑥号物件

平成24年2月16日(木) 午前9.00

集合場所 西都児湯森林管理署(駐車場)

No.2・立木公売箇所案内図

⑦⑧⑨⑩号物件

平成24年2月17日(金) 午前9.00

集合場所 川南町・銀座北

No.3・立木公売箇所案内図

4. 連絡先

西都児湯森林管理署

電話0983-43-1377

①②号物件 穂北森林事務所

電話0983-43-1374

③④⑤号物件 石河内森林事務所

電話0983-39-1174

⑥号物件 鶴懐森林事務所

電話0983-39-1001

⑦号物件 川南森林事務所

電話0983-27-0049

⑧⑨⑩号物件 都農森林事務所

電話0983-25-3314

(No.2) 立木公売物件明細表

西都児湯森林管理署

公売 番号	林小班 森林事務所	面積 HA	樹種	一般材		一般材(根曲)		低質材		計		林齢
				本数	材積(m3)	本数	材積(m3)	本数	材積(m3)	本数	材積(m3)	
①号	56は	3.12	ヒキ	2,204	705.38	1,063	253.80	469	97.57	3,736	1,056.75	林齢49年生
	穂北											
	計		計	2,204	705.38	1,063	253.80	469	97.57	3,736	1,056.75	
②号	58い	5.05	スギ	3,991	2,379.63	609	221.41	572	184.71	5,172	2,785.75	林齢47年生
	穂北		ヒキ	743	263.91	271	65.35	129	28.13	1,143	357.39	
	計		計	4,734	2,643.54	880	286.76	701	212.84	6,315	3,143.14	
③号	245に1	8.75	スギ	2,808	2,496.75	57	23.15	304	79.45	3,169	2,599.35	林齢58年生
	石河内		ヒキ	3,498	1,166.39	982	258.85	2,431	389.30	6,911	1,814.54	
	計		計	6,306	3,663.14	1,039	282.00	2,735	468.75	10,080	4,413.89	
④号	245の1	3.68	スギ	440	288.97	21	7.61	75	22.04	536	318.62	林齢52年生
	石河内		ヒキ	2,838	913.37	185	47.78	1,225	205.47	4,248	1,166.62	
	計		計	3,278	1,202.34	206	55.39	1,300	227.51	4,784	1,485.24	
⑤号	245^2	3.82	スギ	3,010	1,790.70	61	20.25	1,021	224.27	4,092	2,035.22	林齢52年生
	石河内											22-129
	計		計	3,010	1,790.70	61	20.25	1,021	224.27	4,092	2,035.22	
⑥号	257は2	6.59	スギ	1,404	1,385.77	17	7.39	174	54.62	1,595	1,447.78	林齢57年生
			ヒキ	3,309	1,245.48	801	235.28	1,258	218.30	5,368	1,699.06	
	小計			4,713	2,631.25	818	242.67	1,432	272.92	6,963	3,146.84	
	257は3	0.67	ヒキ	413	156.79	183	52.45	223	37.50	819	246.74	林齢57年生
	小計			413	156.79	183	52.45	223	37.50	819	246.74	
	257は4	2.68	スギ	240	251.42	16	6.60	13	4.34	269	262.36	林齢57年生
			ヒキ	1,735	658.25	501	145.69	705	117.25	2,941	921.19	
	小計			1,975	909.67	517	152.29	718	121.59	3,210	1,183.55	
			スギ	1,644	1,637.19	33	13.99	187	58.96	1,864	1,710.14	
	鶴樺		ヒキ	5,457	2,060.52	1,485	433.42	2,186	373.05	9,128	2,866.99	
再掲(計)	9.94		7,101	3,697.71	1,518	447.41	2,373	432.01	10,992	4,577.13		
⑦号	1048に	6.86	スギ	1,126	874.47	67	19.70	142	47.33	1,335	941.50	林齢55年生
	川南		ヒキ	3,368	1,074.71	425	95.24	682	122.60	4,475	1,292.55	
	計		計	4,494	1,949.18	492	114.94	824	169.93	5,810	2,234.05	
⑧号	1022い4	3.64	スギ	2,443	1,506.76	299	100.86	1,123	272.67	3,865	1,880.29	林齢50年生
	都農											
	計		計	2,443	1,506.76	299	100.86	1,123	272.67	3,865	1,880.29	
⑨号	1024れ1	6.36	ヒキ	3,174	935.08	3,070	601.17	2,622	312.18	8,866	1,848.43	林齢54年生
	都農											
	計		計	3,174	935.08	3,070	601.17	2,622	312.18	8,866	1,848.43	
⑩号	1012れ2	5.60	スギ	4,277	1,714.47	246	50.18	776	179.29	5,299	1,943.94	林齢53年生
	都農											
	計		計	4,277	1,714.47	246	50.18	776	179.29	5,299	1,943.94	